

山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画の概要について

鳥獣保護管理法*1 第 4 条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 28 年 10 月告示第 100 号)」を踏まえて本計画を定めるもの。

* 1 : 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

1 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (5 年間)

2 鳥獣保護区、特別保護地区等に関する事項

(1) 鳥獣保護区、特別保護地区の指定

【県指定鳥獣保護区の指定計画】〈第 11 次計画末〉 89, 213ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 80, 847ha

【うち特別保護地区の指定計画】〈第 11 次計画末〉 5, 568ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 5, 568ha

- 鳥獣保護区の指定区域で狩猟を禁止し、このうち特に生息環境の保全の必要がある区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全。
- イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類の生息地等は、原則として 20 年の期間で指定・更新
- イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマが増加し、狩猟による捕獲が必要になった鳥獣保護区については、区域を縮小又は廃止

(2) 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定【新設】

【狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画】〈第 11 次計画末〉 0ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 7, 720ha

- イノシシ等の増加を理由に縮小又は廃止する鳥獣保護区の区域について、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマを除き狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として新たに指定

3 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

希少鳥獣	絶滅危惧種など希少な鳥獣	環境大臣指定の希少鳥獣 (イヌワシなど)	⇒ (環境大臣が捕獲許可)
		県レッドリストの絶滅危惧種 (フクロウなど)	⇒ 生息状況等に応じて保護を推進
狩猟鳥獣	狩猟の対象として資源的価値を有する鳥獣で環境大臣が指定 (ツキノワグマなど)		⇒ 生息状況、被害発生状況に応じ保護・管理を推進
外来鳥獣等	本来本県を生息地とせず、人が海外等から持ち込んだ鳥獣 (アライグマなど)		⇒ 根絶・抑制するために積極的な捕獲を推進
指定管理鳥獣	全国的に生息数等が増加する鳥獣で環境大臣が指定 (イノシシ、ニホンジカ)		⇒ 積極的な捕獲により適切な管理を推進
一般鳥獣	上記以外の鳥獣 (ニホンザルなど)		⇒ 生息状況、被害発生状況に応じ保護・管理を推進

(2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

① 県が定める管理計画に基づく個体数の調整を目的とする捕獲の許可基準

- 〈対象種〉ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ
- 〈捕獲する数〉対象種について定める管理計画に基づき市町村毎に定める数
- 〈許可対象者〉銃猟免許等の狩猟免許を所持する者及びこれを従事者とする市町村等の法人

② 鳥獣による生活環境、農林水産業等に係る被害の防止を目的とする捕獲の許可基準

- 〈対象種〉現に被害を発生させ又はそのおそれのある鳥獣
- 〈捕獲する数〉被害防止の目的を達成するために必要な数
- 〈許可対象者〉銃猟免許等の狩猟免許を所持する者及びこれを従事者とする市町村等の法人

許可対象者の範囲を拡大

狩猟免許を所持していなくとも許可の対象に含める者

第 1 1 次計画の範囲	第 1 2 次計画で新たに加える範囲
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅内で小型鳥獣を捕獲する被害者 ○ 卵の手取りやドライアイス処理等を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの事業地で小型箱わな等を用いてアライグマ、ハクビシン等の小型鳥獣を捕獲する農林業者 ○ 自らの事業地で囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカを捕獲する農林業者 ○ 巢の撤去に伴い、カラス、ドバト等のヒナ・卵を捕獲・採取する者

③ その他の目的で行う捕獲の許可基準

- ⇒ 学術研究、傷病鳥獣の保護、動物園展示、人工養殖、伝統的祭礼等の捕獲目的を遂行するために必要な対象種、捕獲する数、許可対象者等を設定

4 その他の記載事項

(1) 管理計画 (第二種特定鳥獣管理計画) の作成方針

- 第 12 次計画の期間においては、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシに加え、本県で生息が拡大しているニホンジカの生息数の減少と行動域の抑制を目的に管理計画を策定。

(2) 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域の指定

- 人への危険防止が必要な場所を特定猟具使用禁止区域に指定 (10, 847ha) し、銃猟等を禁止。
- 鉛散弾による環境汚染が懸念される場所を指定猟法禁止区域に指定 (338ha) し、鉛散弾の使用を禁止。

(3) 鳥獣の生息状況の調査の実施

- 希少鳥獣の生息状況、ガン・カモ等の渡来数、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ等特に管理が必要な鳥獣の生息数・行動域等を把握するために各種調査を実施。

(4) その他、鳥獣保護管理事業の実施体制、普及啓発など

- 鳥獣保護区の管理等を担う鳥獣保護管理員 (52 名) を任命、狩猟者の育成・確保を推進。
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応、鳥獣との接し方等への普及啓発を推進。